

会費規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人全国女性会館協議会（以下「協議会」という）定款8条の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規定で定める会費は、次の通りとし、会費は毎年納入するものとする。

2 会費の額は、次のとおりとする。

正会員 団体会員 30,000 円 個人会員 5,000 円

賛助会員（団体及び個人会員） 1口 30,000 円

(会費の事業年度)

第3条 本規定第2条で定めた会費の有効期限は、定款第43条の事業年度に基づき、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(会費の不返還)

第4条 既納の会費は、定款第12条の抛出金品の不返還に基づき、理由の如何を問わず返還しない。

(会費滞納者の取扱)

第5条 定款第9条の会員資格の喪失に基づき、2年にわたって会費を滞納した者は退会したものとする。

附則

本規定は2011年度第1回総会で議決された日（2011年6月21日）から施行する。